

提案第10号

障害者福祉事業の取扱いについて

稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町で、差異がある障害者福祉事業については、次のとおり取り扱うものとする。

- 1 心身障害者扶助料については、稲沢市の制度に統一する。
- 2 住宅リフォーム補助金（障害者住宅改修事業）については、稲沢市の制度に統一する。
- 3 福祉タクシー料金助成事業（重度心身障害者タクシー料金助成事業）については、稲沢市の制度に統一する。
- 4 寝具洗濯乾燥クリーニング事業については、中島郡祖父江町の制度に統一する。
- 5 重度心身障害者ガソリン助成事業については、合併時に廃止する。

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会の調整内容（案）

協定項目	25 - 9 障害者福祉事業の取扱い
調整の内容	稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町で、差異がある障害者福祉事業については、次のとおり取り扱うものとする。 1 心身障害者扶助料については、稲沢市の制度に統一する。 2 住宅リフォーム補助金（障害者住宅改修事業）については、稲沢市の制度に統一する。 3 福祉タクシー料金助成事業（重度心身障害者タクシー料金助成事業）については、稲沢市の制度に統一する。 4 寝具洗濯乾燥クリーニング事業については、中島郡祖父江町の制度に統一する。 5 重度心身障害者ガソリン助成事業については、合併時に廃止する。

【提案理由】

障害者福祉事業については、事業の効果を勘案して、公平かつ健全な運営に必要な観点から、適正な水準とするためである。

【法令・取扱通知等】

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）

（国、地方公共団体及び国民の責務）

第3条 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念が実現されるように配慮して、身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するための援助と必要な保護を総合的に実施するように努めなければならない。

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）

（国、地方公共団体及び国民の責務）

第3条 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念が実現されるように配慮して、知的障害者の福祉について国民の理解を深めるとともに、知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するための援助と必要な保護の実施に努めなければならない。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）

（国及び地方公共団体の義務）

第2条 国及び地方公共団体は、医療施設、社会復帰施設その他の福祉施設及び教育施設並びに居宅生活支援事業を充実する等精神障害者の医療及び保護並びに保健及び福祉に関する施策を総合的に実施することによって精神障害者が社会復帰をし、自立と社会経済活動への参加をすることができるように努力するとともに、精神保健に関する調査研究の推進及び知識の普及を図る等精神障害者の発生の予防その他国民の精神保健の向上のための施策を講じなければならない。

【現況】

項目	稲沢市	祖父江町	平和町	調整方針
心身障害者扶助料	<p>身体障害者 1・2級 3,000円、3・4級 2,000円、 5・6級 1,200円</p> <p>知的障害者 A判定 3,000円、B判定 2,000円、 C判定 1,200円</p> <p>精神障害者 1級 3,000円、2級 2,000円、 3級 1,200円</p>	<p>身体障害者 1級 4,500円、2級 3,300円、 3級 2,700円、4・5・6級 1,500円</p> <p>知的障害者 A判定 4,500円、B判定 3,300円、 C判定 2,700円</p> <p>精神障害者 1級 4,500円、2級 3,300円、 3級 2,700円</p>	<p>身体障害者 1級 4,000円、2級 2,800円、 3級 1,400円、4・5・6級 700円</p> <p>知的障害者 A判定 4,000円、B判定 2,800円、 C判定 1,400円</p>	稲沢市の制度に統一する。
住宅リフォーム補助金 (障害者住宅改修事業)	<p>対象者 身体障害者手帳1級から3級の下肢 障害、体幹機能障害又は視覚障害者等 限度額 20万円</p>	<p>対象者 身体障害者手帳1級又は2級の下肢 障害、体幹機能障害又は視覚障害者等 限度額 30万円</p>	実施していない	稲沢市の制度に統一する。
福祉タクシー 料金助成事業 (重度心身障害者 タクシー料金助成事業)	<p>対象者 ・身体障害者 1～3級 ・知的障害者 A・B判定 ・精神障害者 1・2級</p> <p>交付内容 年間24枚のタクシー券(基本料金分) の交付</p>	<p>対象者 ・身体障害者 1級又は2級及び3級 の下肢又は体幹機能障害者 ・知的障害者 A・B判定</p> <p>交付内容 年間48枚のタクシー券(基本料金分) の交付</p>	<p>対象者 ・身体障害者 1級又は2級及び3級 の下肢又は体幹機能障害者 ・知的障害者 A・B判定</p> <p>交付内容 年間24枚のタクシー券(基本料金分) の交付</p>	稲沢市の制度に統一する。
寝具洗濯乾燥 クリーニング 事業	実施していない	<p>対象者 ・身体障害者 1級 ・知的障害者 A判定</p> <p>利用料 無料</p>	実施していない	中島郡祖父江町の制度に統一する。
重度心身障害者ガソリン 助成事業	実施していない	実施していない	<p>対象者 ・身体障害者 1級又は2級及び3級 (本人運転のみ) ・知的障害者 A・B判定</p> <p>交付内容 1ヶ月10リットルまでのガソリン</p>	合併時に廃止する。

【先進事例】

新設合併	西東京市 (13.1.21)	地域福祉計画(障害者基本計画)に関することについては、新市において策定する。 障害者(児)関係手当については、国・都制度のものは、その制度によるものとし、その他のものについては、福祉施策のあり方を検討しながら、新市において調整する。
	さいたま市 (13.5.1)	障害者福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進するものとする。 障害者の社会参加にかかる事業等は統合又は再編し充実に努めるものとする。
	宗像市 (15.4.1)	障害者福祉事業については、国・県の福祉事業の対象となる範囲内で新市において実施する。ただし、それぞれの市町で実施している現行の単独事業については、この限りではない。
	瑞穂市 (15.5.11)	重度心身障害児福祉金については、支給金額は、障害児1人につき、年額36,000円で実施する。対象児は、身体障害者手帳所持者で1級から2級までの20歳未満の者、並びに療育手帳所持者でAの判定を受けた20歳未満の者とする。 在宅ねたきり老人等重度障害者(児)介護慰労金制度は、新市においては実施しない。新市において介護家族の負担の軽減を図るため、短期入所サービスにおける利用者負担分につき助成する。短期入所利用は、1回あたり4日以内とし、年6回までとする。助成額は、介護報酬の個人負担分の9割以内とする。対象者は、生計中心者の年収10,000,000円程度までの世帯とする。
編入合併	呉市 (15.4.1)	原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、下蒲刈町が実施している制度で住民サービスにつながるものについては、合併までに調整し、制度の統一を図っていくものとする。
	新居浜市 (15.4.1)	障害者福祉事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。
	新発田市 (15.7.7)	豊浦町の重度心身障害者手当制度については、廃止する。ただし、合併時、豊浦町の制度適用者に対しては、経過措置として、合併年度とこれに続く2年度継続して支給する。 豊浦町の在宅重度心身障害者介護手当制度については廃止し、新発田市の在宅重度心身障害者見舞金制度を適用する。
	田原市 (15.8.20)	障害者計画については、田原町の制度を適用し、新市において新たな計画を策定する。 その他障害者福祉に関する各種事務事業については、田原町の制度に統一する。ただし、これにより難しい場合は、両町の実態に合わせ新市において調整するものとする。